

議案第13号

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加える。

別表鶉ノ木団地の項中「狭山市鶉ノ木28番ほか」を「狭山市鶉ノ木28番1号ほか」に、「集会所」を「駐車場、集会所」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成27年2月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

鶉ノ木団地の建替事業に伴い、同団地の位置等の規定を改めるとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、入居者の資格の規定を改めたいので、この案を提出するものである。